

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第941号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成14年12月6日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丁字百合俣1090の2、1090の3、1090の6、1090の106から1090の109まで、1090の111
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第942号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成14年12月6日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成14年12月6日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	大牟田 植木線	玉名郡南関町大字下坂下字城ノ下	前	6.4 ～ 9.5	194.0	単交安
		同所 字東重倉 461番2地先まで	後	11.2 ～ 19.2	194.0	
一般 県道	益城 菊陽線	上益城郡益城町大字惣領	前	23.4 ～ 46.5	126.0	緊道整
		同所同字 2402番1地先まで	後	33.5 ～ 49.8	120.2	
"	小鶴 原女木線	八代郡坂本村大字深水い字倉谷	前	4.9 ～ 6.4	6.0	災害復旧
		同所同字 2382番3地先まで	後	8.1 ～ 8.4	6.0	